

農業所得を申告される方へ



農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

帳簿から収支内訳書を作成し申告してください。収支内訳書により申告書を速やかに作成できます。(申告相談には領収書や帳簿等もご持参ください。)

※平成26年1月から、事業や農業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。町県民税の申告のみの方もすべて対象です。

| 支払者(個人) | 受取る者(個人) | 種別 | 面積等 | 支払金額 | 必要経費 | 所得金額 |
|------------|------------|----|-----|------|------|------|
| 白鷹町大字 〇〇〇〇 | 白鷹町大字 〇〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 白鷹町大字 〇〇〇〇 | 白鷹町大字 〇〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 白鷹町大字 〇〇〇〇 | 白鷹町大字 〇〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |

賃料・小作料等支払明細書は平成31年1月15日(火)まで提出してください。

あり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成のうえ、平成31年1月15日(火)まで税務出納課町民税係(4番受付)に提出してください。

《対象となる賃料・小作料》
 ①賃料：個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。
 ※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。
 ②小作料：農地の賃借料(米などの現物支払いを含む)です。
 ※JA農地保有合理化事業で賃料や小作料の支払いが

の賃借料は、提出する必要はありません。

※支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係(4番受付)にお越しください。

土地改良・水利組合の方へ
 土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたいる組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

忘れずにご確認を！
 申告相談の日程について
 申告相談の日程は広報しらかたか1月15日号でお知らせします。指定された日時をご確認のうえ、ご来場ください。

【問い合わせ】
 税務出納課町民税係
 ☎516132

固定資産税の課税について

土地・建物などの評価・課税

固定資産税は、町内にあり土地、家屋、償却資産を毎年1月1日(基準日)現在で評価し、基準日時点の所有者に課税するものです。税務出納課では現在、平成31年度の課税に向けた作業(土地の現況調査と評価、新增改築家屋の調査と評価など)を行っています。平成30年1月2日から平成31年1月1日までの期間で次に該当する固定資産を所有する方は、お手数でもご連絡をお願いします。

家屋

■家屋(建物)に異動があったとき
 ※建物を新增改築した、取り壊したなど(5月に送付しました「所有建物確認のお願い」などにより、すでにご報告いただいた方は、今回の連絡は必要ありません。)

償却資産

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、1月31日まで申告をお願いします。償却資産を平成30年中に新たに取得された方、または今までに申告されていた方で申告書が届かない場合はご連絡ください。申告書などを送付します。

土地

■土地の現況(利用状況)が変わったとき
 ※住宅を取り壊して駐車場や資材置き場・空き地にした。
 ※山林や原野を造成して、宅地や駐車場・資材置き場にした。

【問い合わせ】
 税務出納課資産課係
 ☎516133

白鷹町 緊急配信 メールサービス

登録は簡単です！ QRコードからもアクセスできます→



町では、屋外拡声器から音声でお届けする「政府発表の国民保護情報」や「町発表の避難情報」などを、皆さんがお持ちの携帯電話やスマートフォン、パソコンに文字でお知らせする「白鷹町緊急配信メールサービス」に取り組んでいます。登録は簡単ですので、携帯電話やスマートフォン、パソコンをご利用の方はぜひご登録ください。

※このメールサービスでは、月に1回程度行なっている「試験放送」や、不定期に行われる「全国一斉情報伝達訓練」のご案内も行なっています。

- ①空メール送信 | 携帯電話・スマートフォン、パソコンから touroku@kinkyu-shirataka.jp に空メールを送信する。
- ②返信メール受信 | 返信されてくる URL 入りのメール(配信元: haishin@kinkyu-shirataka.jp)* にアクセスする。
- ③必要情報入力 | 登録用ホームページで必要事項(氏名、住所、登録理由など)を入力し、登録する。
- ④登録完了メール受信 | 「登録完了」のメールを受信し、登録完了を確認する。

* URL 入りメールが受信できない場合は、迷惑メールのフィルタ機能等を見直してください。受信許可する際は、ドメイン指定にて kinkyu-shirataka.jp を指定してください。

システムからの自動返信メールが届かない場合

- 以下をご確認ください。
- ドメイン指定受信設定により、受信対象から除外されていないかどうか。
- ※除外されていた場合は kinkyu-shirataka.jp を許可リストに追加してください。
- 迷惑メールフォルダに振り分けされていないかどうか。
- 時間を置いて手動でメール受信を実施いただき、届いていないかどうか。
- ※これらを確認いただき、それでもうまくいかない場合は最寄りの携帯電話販売店にご相談ください。

iPhone ご利用の町民の方へ

本システム利用登録においては空メールの送信が必要となっておりますが、メーカー(apple社)側の仕様により、iPhoneについては件名/本文ともに空白のメールはそのままでは送信できない仕組みとなっております。(2018年7月時点)

※次の手順(①→②)により、空メールの送信が可能となります。

- ①メール本文に、空白など任意の文字を1文字入力する。
- ②打った文字を削除する。



町防災情報
 テレホンサービス
 ☎85-3898

屋外拡声器からの距離や気象条件などによっては、放送内容が聞き取りにくいことがあります。そのようなときは「町防災情報テレホンサービス」の専用番号(☎85-3898)に電話をかけ、放送内容をご確認ください。